

鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、鹿児島県宇宙ビジネス研究開発支援事業（以下「本事業」という。）により、宇宙ビジネスへの参入促進や企業誘致など宇宙関連産業の振興を図るため、第3条に定める要件に該当するものが宇宙ビジネス参入に向けて行う宇宙機器の試験研究・試作や衛星データ画像の解析手法の試験研究・試行、宇宙をテーマとする県内のビジネス創出に向けた調査等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなす。
 - ア 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業以外の者であって、事業を営むものをいう。
- (3) 「大学等研究機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第115条に規定する高等専門学校、国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人、並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行っているものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者であること、又は中小企業者、大企業、市町村、大学等研究機関又はその他の団体により構成されるチーム（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の補助事業者のうち、チームの代表者は、県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者とする。

3 補助事業者は、次のすべての要件を満たすこととする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に

規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、補助金の交付を受けようとする者

(2) 鹿児島県税の未納がないものであること。（鹿児島県内の企業のみ）

(3) 他の制度等により同一事業で補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

(4) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、宇宙ビジネス参入に向けて行う宇宙機器の試験研究・試作又は衛星データ画像の解析手法の研究・試行、宇宙をテーマとする県内のビジネス創出に向けた調査等とする。

2 本事業の実施期間（補助対象期間）は、交付決定の日から当該年度の2月末日とする。

（補助金の交付対象経費及び交付限度額等）

第5条 補助金の交付対象経費は前条第1項に規定する交付対象事業に要する経費であって、次のとおりとする。ただし、対象経費であっても、補助事業者自ら行う事業以外の事業に係る経費及び他の制度等による補助対象となっている経費については、補助対象外とする。

(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費

(2) 衛星データ画像購入費、衛星データ画像解析に使用するソフトウェア購入費

(3) 機械装置又は工具・器具のリースに要する経費

(4) 外注加工・検証等に要する経費

ア 原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費

イ 技術課題の解決のために公設試験研究機関等の外部機関に分析・検査等を依頼する場合に、当該支援機関に支払われる経費。ただし、当該機関が購入する機器・設備等は対象としない。

ウ 外部からの技術指導を特に必要とする場合に技術者等に支払われる経費及び産業財産権（工業所有権）の導入が必要となる場合に、所有権者等に支払われる経費（実施許諾料等）

(5) 直接人件費 事業実施に直接従事する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の研究開発業務時間に対応する人件費に限るものとする。ただし、補助事業の内容がソフトウェア又は情報処理関連技術の場合を除き、補助対象経費の総額の3分の1を超えない額までとする。

(6) 外部委託費 事業を行うために必要な経費の中で、補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費であり、ほかの経費項目に含まれるものを除く。

2 補助金の補助率は、交付の対象となる経費の10分の10とする。

3 補助金の交付限度額は、1件につき1,000千円を上限とする。

- 4 補助金の対象経費から消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）は減額すること。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) チーム協定書（別記第4号様式）
- (4) 県税の納税証明書（鹿児島県内の企業のみ）

- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、前条の申請書を審査し、補助金を交付する補助事業者を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、その収支状況を明らかにしておかねばならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、別記第5号様式により遅滞なく行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる変更事由が生じたときは、規則第7条第1項の規定により、補助金変更申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 補助金の交付決定額の増減を伴う変更（ただし、補助金額の30%以内の減額を除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）

- 2 前項の変更事由に伴う補助金変更申請書は、別記第6号様式によるものとし、当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施変更計画書（別記第7号様式）
- (2) 事業変更収支予算書（別記第8号様式）

- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合

は変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までとする。

（中止等の報告）

第12条 規則第11条第2項第1号に該当する場合に行う報告は、別記第11号様式によるものとし、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。

（状況の報告）

第13条 規則第11条第1項の規定により、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。

（実績報告）

第14条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

（1）事業実施報告書（別記第13号様式）

（2）事業収支精算書（別記第14号様式）

（3）事業に要した費用の請求書並びに領収書等の写し

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）から10日以内又は事業終了日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の決定）

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（別記第16号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（補助金の交付）

第16条 規則第16条第1項の補助金交付請求書は、別記第17号様式によるものとする。

2 補助金は、交付決定額の10分の5以内の額を概算払により交付することができるものとする。

3 規則第18条第3項の概算払申請書は、別記第18号様式によるものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。